

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第46号	
事故等名	定置網損傷	
発生年月日時刻	平成22年3月24日 18時40分ごろ	
発生場所	千葉県南房総市和田港南防波堤灯台から真方位136° 1.7海里付近 (概位 北緯35° 00.8′ 東経140° 02.2′)	
事故等調査の経過	平成22年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	液体化学薬品ばら積船 第六興洋丸、401トン 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 次席一等航海士、四級海技士（航海）（履歴限定）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船底ペイント剥離 定置網 ワイヤー2本及び錘用ロープ3本切断並びに網損傷等	
事故等の経過	本船は、船長及び次席一等航海士ほか4人が乗り組み、南房総市沖を約8ノットの速力で北東進中、平成22年3月24日18時40分ごろ、同市の南東方沖に設置された定置網に進入し、突然機関が停止した。 本船は、その後、気象等の影響により定置網から自然離脱したため、館山湾に投錨し、翌日、サルベージ会社の点検、管海官庁の検査を受けたのち、目的地へ向かった。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風力 4 海象：波高 約1m 日没時刻：17時55分	
その他の事項	本船が進入した定置網は、千葉県知事から免許された定第9号（以下「定第9号」という。）と呼ばれるもので、海上保安庁刊行の漁具定置箇所一覧図第7（第6120号 <sup>7</sup> ）に記載されている。 本船は、第6120号 <sup>7</sup> を船内に備えておらず、船長及び船橋当直者は定第9号の存在を知らなかった。 船長は、船体のローリングを抑えるつもりで、ふだんよりも陸岸寄りを航行するよう指示していた。 定第9号には、鉄製ろ式標識と称する黄色燈具灯浮標（4秒1閃、光達距離2km）1基のほか、同定置網の周囲にゼニライトL2型と称する小型簡易点滅式灯浮標4基がそれぞれ設置されていた。 定第9号は、長さ約700m（ほぼ北東・南西方向）、幅約300m（ほぼ北西・南東方向）のほぼ長方形の水域に展張されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、南房総市沖を北東進中、船橋当直者が、

	<p>適切な見張りを行わず、定第9号の存在に気付かずに進入したものと考えられる。</p> <p>船長及び船橋当直者は、定第9号の存在を知らなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、ふだんよりも陸岸寄りを航行していた者と考えられる</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、南房総市沖を北東進中、船橋当直者が、適切な見張りを行わなかったため、定第9号の存在に気付かず、同定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>